公益社団法人 船橋法人会

ふれあい

2017
vol.190
新春号

地域発展に寄与する
企業文化の向上

公益社団法人船橋法人会　会長 田中保生
〒273-0002 船橋市東船橋 4-14-22　TEL▶425-2701　FAX▶425-3228
E-mail▶info@sfh-net.or.jp　URL▶http://www.sfh-net.or.jp/

税を考える週間の街頭宣伝活動

▼ CONTENTS

● 新年のご挨拶……2
● 名刺広告……4
● 第７回市民の集いふれあい広場……8
● 街頭宣伝……10
● 市民のための税金教室……11
● 税務署だより……12
● 納税表彰式……16
● コンプライアンスの勧め……17
● 国内研修旅行……18
● 駅からぶらり散歩道……20
● 全法連全国大会……24
● 税制改正に関する提言……25
● 平成29年度税制改正に関するスローガン……28
● 税制改正要望の陳情 / アンケート募集……29
● e-Tax推進税理士のお知らせ……30
● e-Tax広告 / 税理士会船橋支部との懇談会……32
● インターネットセミナー最新のおすすめコンテンツ 33
● 第３回理事会 / 新入会員懇談会……34
● ブロック別実務講習会報告……35
● ブロックニュース……36
● 支部ニュース……37
● 部会ニュース……38

公益社団法人船橋法人会員証 ⇦ 法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り申告書の別表１右下欄外に貼付してご提出下さい。

新年のご挨拶

会　長　**田中　保生**

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成29年の年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、公益社団法人船橋法人会の事業活動に深いご理解と絶大なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、日銀が新たな追加緩和策としてマイナス金利政策の導入、イギリスのEU離脱、熊本地震・鳥取地震の発生、トランプアメリカ次期大統領の決定等々、まさかの坂が目白押しの一年だったような気がします。経済環境もアベノミクス効果で大企業を中心に一定の効果があったように感じますが、中小零細企業には、まだその恩恵は行き届いていないようです。いずれにしても、日本の喫緊の課題は、持続可能な社会保障の確立と財政健全化の両立が必要であり、さらなる行財政改革の徹底を大いに期待したいものです。

私たち公益社団法人船橋法人会も、船橋市民の方々に少しでも税を考えるきっかけになればということで隔年行っている「市民の集い　ふれあい広場」を開催し、北川正恭氏の講演会を中心にイベントを行い、市民の皆様に喜んでいただきました。また、ブロック別の税制・税務に関する研修会をはじめ、ふなばし市民まつりでの民踊パレード参加、e-Tax研修、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会による「租税教室」の展開など「健全な納税者の団体」として税の活動を中心に広く社会への貢献をしてまいりました。全国法人会総連合としても、税制改正の提言を政府・政党・地方自治体に積極的に行い、法人税実効税率20%台の早期実現・少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例・交際費課税の適用期限の延長・経済活性化と中小企業対策などが、実現する運びとなりました。

本年も、公益社団法人船橋法人会は、会員企業の発展のため、会社決算や税関係の研修会はもとより、経営、経済、金融、時事問題などの幅広い講演会、講習会など会員のニーズにあった勉強会や福利厚生事業を実施すると同時に、公益社団法人としての責務を果たし、従来にも増して税の啓発活動を積極的に展開し、広く市民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに自らの公益性と透明性を高め、企業の繁栄と地域社会の発展のために努力してまいりたいと考えております。いま、「税のオピニオンリーダー」としての果たすべき役割はますます大きくなっています。魅力ある組織を構築し、社会からの期待に応えなければなりません。公益社団法人船橋法人会に入会していることが社会貢献の一つであるとの認識と誇りを持ち、自己啓発と自己研鑽に努め、積極的に法人会の事業にご参加いただければ幸いです。

結びに当たりまして、本年も坂入孝船橋税務署長はじめ税務当局の皆様には、ご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたしますとともに、会員の皆様におかれましては、心身共に健康で明るく、希望に満ちた実り多い年になりますようご祈念申し上げ年頭の挨拶といたします。

新年のご挨拶

船橋税務署長　**坂入　孝**

公益社団法人船橋法人会の皆様、明けましておめでとうございます。

平成29年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、田中会長はじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対する深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

船橋法人会におかれましては、正しい税知識の普及や納税意識の高揚、企業経営及び社会の健全な発展に貢献される「よき経営者をめざすものの団体」として、税制・経営に関する各種研修会・講習会等の開催や、租税教育の一環として「税に関する絵はがきコンクール」や租税教室の実施、地域に密着した税の啓発活動として、例年7月に開催される「ふなばし市民まつり」の民踊パレード、昨年11月にイオンモール船橋で行われた「市民のための税金教室」など、多様な活動に積極的に取り組んでいただいており、会員の皆様のご尽力に対しまして、心から敬意と感謝の意を表するものでございます。

ところで、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、昨年から運用が始まり、平成28年1月1日以後に開始する事業年度から法人番号の記載が必要です。法人会員の皆様方には、マイナンバーの管理、書類への記載など煩雑な事務をお願いすることになりますが、本制度は、税務行政の効率化、納税者サービスの向上に資するものでございますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今年も間もなく平成28年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

法人会員の皆様方におかれましては、法人税、消費税のみならず、個人の所得税等の確定申告書等を作成する際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-Tax（国税電子申告・納税システム）のご利用をお願いいたします。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、手書きよりも簡単に正確な申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe-Taxで送信していただくことにより、提出のためご来署していただく必要がなくなります。

また、平成28年分の所得税等の確定申告書から、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となり、申告書を提出する際には、マイナンバーカード等の提示またはその写しの提出が必要となりますのでご注意願います。

なお、e-Taxで送信される場合は、それらの提示または写しの提出は不要となります。

結びに、新しい年が、公益社団法人船橋法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄に繋がる年となりますよう、心から祈念いたしまして新年のあいさつとさせていただきます。

平成29年　本年も

会　長
田中　保生
㈱音映システム
浜町2-1-1ららぽーと三井ビル
TEL431-2181

副会長
（Bブロック担当、厚生）
古橋　久治
古橋工業㈱
金杉4-5-18　TEL448-3624

副会長
（Eブロック担当、税制、源泉）
金子　研一
㈱わかまつKコーポレーション
北本町1-3-1Kメディカルモール201　TEL425-1791

副会長
（Dブロック担当、研修、女性）
鈴木　澄江
㈱肉のスズキ本店
東船橋1-2-2　TEL424-2344

副会長
（Fブロック担当、財務、青年）
山田　聡
㈱成晃社
二子町611-1　TEL335-6431

副会長
（Aブロック担当、総務）
小田原　隆泰
㈱小田原工務店
海神5-16-34　TEL434-1366

副会長
（Cブロック担当、広報、組織）
小原　智
不二公業㈱
金杉町893-1　TEL438-2511

理事
（Aブロック長）
鈴木　明
㈲八木が谷造園
高野台2-7-5　TEL447-1015

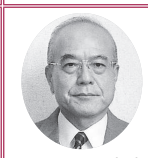

理事
（Bブロック長）
宮口　建二
㈱ダイナテック
芝山1-4-2　TEL462-4448

理事
（Cブロック長）
徳田　孝一
㈱メディカルスポーツプラザ
丸山4-52-10　TEL439-0051

理事
（Dブロック長）
工藤　祐政
㈱サン中央ホーム
飯山満町3-1535-17　TEL462-0188

理事
（Eブロック長）
川上　榮吉
㈱川上商店
宮本9-10-5　TEL434-2281

理事
（総務委員長、南船第2支部長）
安村　秀雄
船橋興産㈱
高瀬町31-2　TEL437-8907

理事
（財務委員長、薬円台支部長）
林　啓悦
仁平林商事㈱
薬円台4-1-23　TEL466-3003

理事
（研修委員長）
牧野　芳夫
㈱アイデス
夏見4-41-3　TEL423-1600

理事
（厚生委員長、本中山支部長）
石井　本子
㈲イシイエステート
本中山3-11-17　TEL332-7478

理事
（広報委員長）
佐久間　兼治
㈲船橋トーヨー住器
高根町2680-3　TEL439-5179

理事
（税制委員長）
古澤　和一郎
㈱フォーチュン・マネージメント
薬円台5-22-24　TEL469-6769

理事
（組織委員長）
木村　誠一
㈱丸文運送
日の出2-3-11　TEL434-6672

理事
（総務副委員長）
蓮池　政貴
船橋ラビット㈱
高瀬町66-3　TEL431-0376

理事
（組織副委員長）
橋本　英世
㈱橋　本
薬円台6-6-6　TEL465-5551

理事
（豊富支部長）
宮本　正司
㈲宮本起興
豊富町1480-23　TEL457-9836

理事
（八木が谷支部長）
石井　和好
㈲イシイオートサービス
高野台5-10-1　TEL448-6320

理事
（二和支部長、総務委員）
中村　弘之
㈱中村商店
二和東2-10-2　TEL448-2451

よろしくお願い致します

理事
（三咲支部長、財務副委員長）
岡庭　一美
㈲　岡　美
三咲5-32-50　TEL440-3397

理事
（大穴支部長、税制委員、財務委員）
菊地　稔
㈲吉野工業所
楠が山町65-15　TEL457-6623

理事
（松が丘支部長、税制委員、組織副委員長）
中上　雅喜
㈱ナカガミ
古和釜町411-1　TEL457-4801

理事
（金杉支部長、組織委員）
髙橋　徳昭
㈱船橋樹脂工業
金杉7-43-34　TEL448-1211

理事
（新高根支部長）
滝田　敦司
㈲タキタ工業
新高根1-11-25　TEL401-6617

理事
（北習高根支部長）
三須　榮光
㈱セレブ
高根台7-28-19　TEL464-8787

理事
（習志野支部長）
竹森　久男
竹森電設㈱
習志野台8-32-15　TEL464-3606

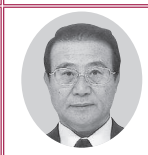

理事
（芝山西習支部長、広報副委員長）
早川　隆
アフラック募集代理店
高根台6-1-8 第2きららビル1F　TEL496-0405

理事
（北船第1支部長）
福永　幸雄
㈲福永鉄工所
上山町2-493　TEL438-9450

理事
（北船第2支部長、研修委員）
光安　輝雄
㈱モラール
丸山4-3-5　TEL438-1238

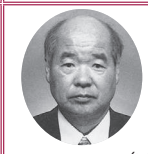

理事
（山手支部長）
森田　政吾
㈱森田植物園
行田1-26-33　TEL439-3822

理事
（夏見支部長、組織委員）
太田　美保子
㈱エイケン
米ヶ崎町729　TEL422-0211

理事
（前原東支部長、総務委員）
澤井　淳
㈲沢井工業
前原東3-17-6　TEL479-0442

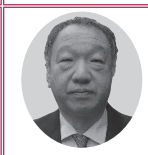

理事
（二宮支部長、税制委員）
八倉　誠
薬ヒグチ北習志野薬局
習志野台2-49-15波切ビル　TEL465-5228

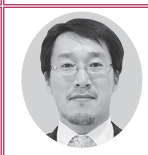

理事
（前原支部長、組織委員）
大塚　智明
㈲大塚商店
前原西2-13-13 大塚ビル1階　TEL472-2406

理事
（三山支部長、広報副委員長）
鎌田　勉
㈱鎌田工務店
習志野2-5-10　TEL436-8317

理事
（本町第1支部長、財務委員）
伊藤　久子
㈲はなゆい
本町2-10-29　TEL433-4466

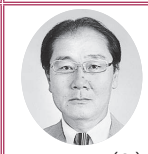

理事
（本町第2支部長、財務委員）
山﨑　秀樹
㈲山崎石炭商会
本町4-9-5　TEL422-2461

理事
（本町第3支部長、厚生副委員長）
小柳　正和
㈲クリフト
本町7-5-2アオバビル3F　TEL422-5131

理事
（市場支部長、広報委員）
伊藤　宏和
㈲まぐろ湊屋
市場1-8-1　TEL423-1489

理事
（宮本第1支部長）
海老原　和正
㈲オトエムカンパニー
宮本5-11-9　TEL422-7223

理事
（宮本第2支部長、総務委員）
岩下　杉彦
㈲岩下不動産鑑定事務所
宮本1-6-18　TEL422-1448

理事
（西船第1支部長）
児玉　勝利
㈱デイジイ朝日堂
西船4-21-1　TEL434-0450

理事
（西船第2支部長、源泉部会長、総務副委員長）
川野辺　武雄
㈱フロントン
葛飾町2-340フロントンビル1F
TEL432-4541

平成29年　本年も

理事
（海神支部長、広報委員）
松崎　正道
㈱京葉KSテック
南海神1-7-1　TEL460-0813

理事
（南船第1支部長、研修委員）
水上　智
千葉日石㈱
南本町11-14　TEL434-4111

理事
（湊町支部長、厚生委員）
青野　哲三
㈲エーワンネットワーク
日の出2-2-13第2ナカイチビル102号　TEL437-6208

理事
（女性部会長、総務委員）
根本　千枝子
㈲アテナ・コーポレーション
宮本2-9-5長谷川ビル101　TEL423-5518

理事
（青年部会長、税制委員）
今鶴　孝
SKYコンサルティングジャパン(名)
東船橋4-19-26中野木満ビル2-202　TEL422-5791

理事
（厚生副委員長、前青年部会長）
髙見澤　篤
㈲高見沢産業
宮本2-1-4-1004　TEL371-4418

理事
（税制副委員長、前総務委員長）
大原　俊弘
㈱日本都市
藤原6-23-3　TEL429-1560

理事
（税制委員、元財務委員長）
篠田　好造
㈱　船　福
本町6-21-1　TEL423-2729

理事
（前Cブロック長）
狩野　文夫
㈱ワタリ電気
行田町365-1-510　TEL438-5734

監事
（元第3ブロック長）
森田　雅巳
㈱パステルタウン
本町4-35-14　TEL425-2820

監事
（前副会長）
鈴木　正
京葉運送㈲
夏見1-17-26　TEL423-3329

監事
森嶋　康長
㈲Y・M・A・Office
湊町2-1-2　TEL433-3212

顧問
（元会長）
長野　泰二
千葉日石㈱
南本町11-14　TEL434-4111

顧問
（前会長）
平田　俊光
㈱三田濱楽園
湊町2-8-5　TEL433-3751

相談役
（元副会長）
伊藤　賢二
㈱伊藤楽器
本町1-9-9　TEL466-0111

相談役
（元副会長）
中村　榮
㈲海神ドット釦工業所
栄町2-14-2　TEL432-0311

相談役
（元副会長）
金子　三智子
㈱エステート大蔵
本町4-24-19　TEL422-4039

相談役
（元監事）
小林　清四郎
㈱津田沼七番館
前原西2-19-1　TEL478-3636

相談役
（元副会長）
大久保　和吉
しんろく興産㈱
印内3-8-20　TEL431-0381

相談役
（元監事）
遠藤　幸四郎
㈱和幸電気工事
咲が丘4-24-20　TEL448-4355

相談役
（元副会長）
宮本　武夫
㈲宮本商店
二和西2-12-5　TEL447-7238

相談役
（元副会長）
柴田　正道
大日クレーン㈱
豊富町594　TEL457-1781

相談役
（元監事）
西部　曠介
京葉ハウスヒール㈱
西習志野4-20-12　TEL464-3006

相談役
（元監事）
石毛　利幸
㈱　伸　幸
本中山2-23-13　TEL424-2932

よろしくお願い致します

 相談役 (前副会長) 近藤　幸治 日立電工㈱ 習志野1-12-13　TEL465-3136	 相談役 (前監事) 野中　邦彦 習志野機材㈱ 習志野2-8-20　TEL488-7001	 相談役 (元副会長) 山﨑　新一 ㈱山﨑工業 三咲7-12-1　TEL449-7001
 参与 (元第7ブロック長) 佐藤　正吾 信用建設㈱ 八木が谷1-31-17　TEL448-4811	 参与 (元第9ブロック長) 小林　正友 芙蓉鋳工㈱ 習志野4-11-9　TEL473-6141	 参与 (元第2ブロック長) 本田　泰 ㈱ニチオン 栄町2-12-4　TEL431-1871
 参与 (元第3ブロック長、元厚生委員長) 皆川　泰藏 船橋グランドホテル㈱ 本町7-11-1　TEL425-1121	 参与 (元第2ブロック長) 板谷　直正 協和工業㈱ 栄町2-10-2　TEL431-5525	 参与 (元第1ブロック長) 河上　達夫 丸山金属工業㈱ 海神町南1-1475　TEL433-0011
 参与 (元第8ブロック長) 橋本　修 ㈱橋　本 薬円台6-6-6　TEL465-5551	 参与 (元第6ブロック長) 持井　貞城 ㈱持井工務店 高根町1488　TEL439-1678	 参与 (元第8ブロック長) 松崎　唯男 東関東土地㈱ 前原西2-21-6　TEL476-4161
 参与 (前Bブロック長) 近藤　英博 ㈱丸富商事 習志野台4-11-6　TEL463-3340	 参与 (前Eブロック長) 増田　明正 ㈲中村屋肉店 市場1-8-1　TEL423-0430	 参与 (税制副委員長、前女性部会長) 松本　仲子 ㈱船橋安全 東船橋3-34-4　TEL422-8840

第7回市民の集い

講演会

元三重県知事　北川正恭氏講演会

開会セレモニー

小原実行委員長の挨拶

パーカッション・パフォーマンスデュオ カラムス

マリンバ奏者　宮野下シリュウ

田中会長の挨拶

ヴィブラフォン奏者　眞行

「ふれあい広場」

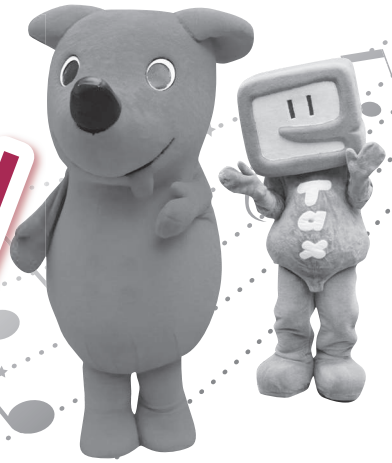

平成28年11月8日（火）に船橋市勤労市民センターにおいて『市民の集い「ふれあい広場」』が開催されました。このイベントは、船橋法人会の活動並びに税務行政について、広く市民の皆様にご理解いただくことを目的に隔年で実施されており、今回で7回目の開催となります。当日はホールと展示室を利用して、様々なイベントを実施させていただきました。

ホールでは、女性部会の皆様による日本舞踊、開会セレモニーに続き、全国で精力的に活動をされているパーカッション・パフォーマンス・デュオ「カラムス」による演奏が行われました。マリンバとヴィブラフォンによる息の合った二人の軽快な演奏は、多くの観客を魅了しておりました。

続いてメインの講演会には、北川正恭氏にご登壇いただき「経営者へのメッセージ～気づきによる自己変革～」と題してご講演をいただきました。氏は三重県議会議員、衆議院議員、三重県知事を歴任し、現在、早稲田大学名誉教授としてご活躍中で、マニュフェストの元祖提唱者でもあります。行政経験の豊富な氏のお話は、地域活性化を念頭に、地方行政並びに我々地域経済人の今後のあるべき姿に対する、示唆に富んだ大変有意義なご講演でありました。

一方、展示室では、女性部会が主催する「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品が披露されました。こちらは、平成27年度に実施した第6回絵はがきコンクールの優秀作品の数々となっております。また、同展示室の一角を利用して、船橋税務署による「e-Tax体験コーナー」も開催され、来場者はコンピューターを前に税務署職員から説明を受けておりました。

今回の『市民の集い「ふれあい広場」』を開催するにあたり、第1回実行委員会から約半年をかけて企画・準備を重ねてまいりました。皆様のご努力・ご協力により無事に開催することができましたことをご報告いたしますとともに、実行委員並びに全ての関係者各位には、この場をお借りして心より厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

市民の集い実行委員長　小原　智

税を考える週間　街頭宣伝を終えて

平成28年11月11日から17日までは、「税を考える週間」が全国的に展開されました。

その一つとして「船橋法人会」でも、昨年の11月1日（火）にその主旨の宣伝、啓発の為に船橋駅前を中心に街頭宣伝活動を実施しました。船橋税務署からも、坂入税務署長をはじめ、多くの税務職員にご参加いただき、法人会からの参加者と合わせて60名程の皆様にご協力をいただきました。また税務署マスコットキャラクターの「イータ君」と千葉県マスコットキャラクターの「チーバくん」も応援に駆けつけてくれました。

午後3時に打ち合わせの為「船橋グランドホテル」に集合。皆さん入口では、思い思いに宣伝用品に身を包む姿がありました。半纏・ジャンパー・タスキに着替え配布用品を手にして、いざ出発！

JR船橋駅の北口、南口、京成船橋駅と3つに分かれ、市民の皆様に手渡し配布いたします。このグッズを一人一人に手渡し、船橋法人会の名前をPRしていきます。配布物は、透明な袋の中に、税務署の資料、ポケットティッシュ、法人会のかわいいファイルと11月8日に行われる「ふれあい広場」のチラシが封入されております。8日の講師の北川先生のお顔を見て「ああこの人知っている―。無料なら行ってみよう。8日ネ」。こんな声が耳に入ると、配布している私たちは元気をもらいました。行き交う人たちと交わす言葉の中に「法人会って何？」「税金の事を考える会なのネ」といろいろあり、その度に私達は一つ一つ丁寧に回答いたしました。チーバくん、イータ君を見かけると、子供たちはゆるキャラに触って、大喜び。スマホでパチリとどこに行っても人気者。こうして、4,000枚のグッズの配布が終わり、税を考える週間の幕開けとなりました。

広報委員　大嶋　京

市民のための税金教室

「税を考える週間」の行事の最大イベントである『市民のための税金教室』が平成28年11月6日（日）10時から15時まで、イオンモール船橋にて開催されました。

「幅広い年齢層の船橋市民に税について考える機会を持っていただきたい」との思いから、船橋税務協力8団体が協力して開催している行事です。税を考える週間中の日曜日に毎年開催しており、平成8年から始まって、今年で21回目を迎えます。

会場には、税金クイズラリー、税理士による税金無料相談、中学生の税についての作文・ポスター・標語の展示、小学生の税に関する絵はがきの展示、1億円の重さ体験、e-Tax体験コーナーが設置されました。

当日は秋晴れで絶好の行楽日和となり、買い物に訪れる方々は若干少ない感じでしたが、まずまずの盛況ぶりでした。

法人会は税金クイズラリーの担当で参加していただくよう問題用紙を配布し、ブースへと誘導します。小さいお子様連れの家族や中高生などがクイズに参加し、スタッフも答えのヒントを出したりと楽しんでいる様子。クイズに参加した方の中には、「消費税が高くなるのは嫌だけど将来のことを考えると必要なものなんだよな」「税金って向き合うのが怖い感じだったけど、少し身近になりました」とおっしゃる方々や、不動産譲渡したばかりなのでと相談したい方など様々な方がいらっしゃいました。少しでも税金を身近なものに感じてもらい、納税の意義を理解してもらうことができたら大成功だと思います。

休日にも関わらず坂入税務署長はじめ税務署の方々、市長、本会の理事、源泉部会、女性部会、青年部会、その他大勢の方々にお手伝いいただき感謝申し上げますとともに、大変お疲れさまでした。

研修委員長　牧野　芳夫

確定申告のお知らせ

1　平成28年分確定申告書の受付期間及び納付期限等

	申告書の受付期間	納期限 振替日（振替納税利用の場合）
所得税及び 復興特別所得税	平成29年2月16日（木） ～3月15日（水）	平成29年3月15日（水）
		平成29年4月20日（木）
消費税及び地方消費税 （個人事業者）	平成29年1月　4日（水） ～3月31日（金）	平成29年3月31日（金）
		平成29年4月25日（火）
贈　与　税	平成29年2月　1日（水） ～3月15日（水）	平成29年3月15日（水）

○　確定申告書等は郵送による提出も可能です。なお、税務署の収受日付印（受付印）のある確定申告書等の「控え」が必要な場合は、複写により作成（複写によらない場合は、ボールペン等で記載）した申告書等のほか、所要額の切手を貼った返信用封筒（返信先を記入願います。）を同封してください。

○　申告期限を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延滞税」が課される場合がありますので注意してください。

2　確定申告書等の作成には国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

◎「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成して税務署に提出するまで
＜ご利用に当たっての留意事項＞
申告の内容やパソコン等の環境によっては、ご利用になれない場合がありますので、ご利用の前に「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用になれない方」や「推奨環境」をご確認ください。

3　申告書にはマイナンバーの記載が必要です

◎平成28年分の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書から、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。

◎申告書を税務署へ提出される際は、申告書に記載されたマイナンバーを確認する必要があるため、申告者ご本人の

①「マイナンバーカード（個人番号カード）」

または

②通知カードなどの「番号確認書類」と、運転免許証などの申告者ご本人を証明する「身元確認書類」の提示またはその写しの提出が必要となりますのでご注意ください。

※　郵送にて申告書を提出される場合は、①または②の写しを添付してください。
（①の写しを添付される際は、表面及び裏面の写しが必要となります。）

※　ご自宅からe-Taxで送信される場合は、①又は②の提示または写しの提出は不要です。

4　納税は便利な「振替納税」でお願いします

○　振替納税（口座振替）は、一度手続きをすることにより、以後の納税はお届けの預貯金口座からの振替となる便利で安全な納税方法です。この機会に是非ご利用ください。詳しくは、税務署管理運営部門までお問い合わせください。

5　還付申告書を提出される方の還付金の受取りは、銀行振込みでお願いします

○　申告書に金融機関名、本支店名、預金の種類及び口座番号を必ず記入してください。
○　預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。なお、申告書には、郵便番号、氏名のフリガナ及び電話番号も忘れずに記入してください。

6　納税証明書の請求はe-Taxを使ったオンライン請求が便利です

○　インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。
○　納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

7　申告書作成会場を設置します

船橋税務署では、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書作成会場を、次のとおり開設します。

会場：船橋税務署
期間：平成29年2月10日（金）から3月15日（水）まで
　　土、日を除く。ただし、2月19日（日）及び2月26日（日）は開設します。
時間：受付　午前8時30分から（提出は午後5時まで）
　　相談　午前9時から午後5時まで
（会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時頃までにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承願います。）

○　1月から3月の間は、税務署及び周辺には駐車場がございませんので、お車での来署はご遠慮ください。なお、お身体の不自由な方の駐車スペースは用意しています。
○　2月19日（日）及び2月26日（日）は、確定申告書の作成アドバイス、用紙の配布及び提出の受付のみを行います。電話による相談、国税の領収及び納税証明書の発行等の業務は行っていません。

8　税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～

開　催　日	会　場	時　間
平成29年2月7日（火）～2月10日（金）	船橋フェイスビル6階「きららホール」	9：30～12：00 13：00～15：30
平成29年2月13日（月）～2月14日（火）	高根台公民館4階講堂	
平成29年2月15日（水）～2月17日（金）	船橋市役所11階大会議室	

○　小規模納税者の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合、新規に住宅借入金等特別控除を受ける場合を除く。）。
○　会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
○　申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。

自宅等で請求データを作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で納税証明書請求データを作成します。

税務署窓口で本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。（請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。）

e-Taxを使ったとても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!

イータ君

メリット1　手数料が安価です。

1税目 1年度
1枚 370円（通常400円）

メリット2　窓口での待ち時間が短縮できます。

e-Tax（イータックス）

詳しい手続は次ページをご覧ください。➡

国税庁

オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）の e-Tax ソフト（WEB版）または e-Tax ソフト（SP 版）をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
（代理人による受取には委任状が必要となります。）

1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）の e-Taxソフト（WEB版）から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求（署名省略分）」を選択し作成してください。
なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト（SP 版）から作成できます。
（右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html）⇒
（注）e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック（タップ）してください。
（注）請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

3 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類（運転免許証など）及び個人に係る請求の場合には番号確認書類（マイナンバーカードなど）をご提示ください。
代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類（運転免許証など）のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類（マイナンバーカードなど）の写しが必要です。
なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご確認ください。

4 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。
（注）e-Tax ソフト（SP 版）では、ご利用になれません。
（注）電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。
（注）インターネットバンキングや ATM 等からペイジーを利用して手数料（郵送の場合は手数料+郵送料）を電子納付する必要があります。

①郵送で書面受取（別途郵送料がかかります。）
②e-Taxで電子納税証明書（電子ファイル）をダウンロード（ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。）（注）あらかじめ、提出先に電子納税証明書（電子ファイル）の提出が可能か確認してください。

e-Tax の利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時
※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ　www.e-tax.nta.go.jp　イータックス　検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Tax に関する最新の情報について e-Tax ホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax の操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901（e-コクゼイ））へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9 時～ 17 時（祝日等及び 12 月 29 日～ 1 月 3 日を除きます。）です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成28年度　納税表彰式

坂入税務署長の式辞

平成28年度の納税表彰式が11月16日（水）船橋グランドホテルにおいて、船橋税務署・船橋市役所及び当法人会を含む船橋税務協力8団体の共催により厳粛に執り行われました。

申告納税制度の普及・発展に努め、納税道義の高揚に寄与された方々に、船橋税務署長から表彰状、感謝状の贈呈、船橋市から船橋市長感謝状、次いで東京国税局長表彰受彰者の伝達、披露と各団体長から表彰状の贈呈が行なわれました。

当法人会からは、以下の方が受彰されました。　（敬称略）

総務委員会

船橋税務署長表彰受彰者

木村　誠一
理事
組織委員長

古澤　和一郎
理事
税制委員長

髙橋　徳昭
理事
金杉支部長

船橋税務署長感謝状受彰者

福永　幸雄
理事
北船第１支部長

太田　美保子
理事
夏見支部長

澤井　淳
理事
前原東支部長

(公社) 船橋法人会長表彰受賞者

大木　武士
芝山西習支部
副支部長

金子　一雄
山手支部
副支部長

金子　嘉昭
宮本第１支部
幹事

瀧　純一
宮本第２支部
副支部長

松﨑　正道
海神支部
支部長

髙橋　功
湊町支部
幹事

押野　末治
源泉部会
幹事

片山佳代子
事務局
職員

(公社) 船橋法人会長感謝状受彰者

内海進三郎
湊町支部
副支部長

大嶋　京
Ｄブロック
幹事

齋田美重子
Ｄブロック
幹事

渡邉　洋子
女性部会
副部会長

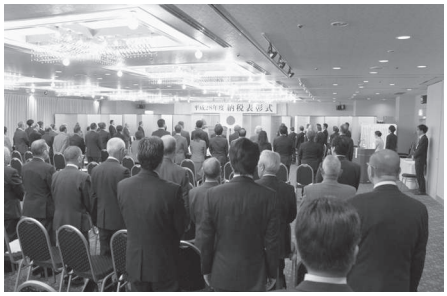
国歌斉唱

船橋税務署長表彰

受彰者の皆様と

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

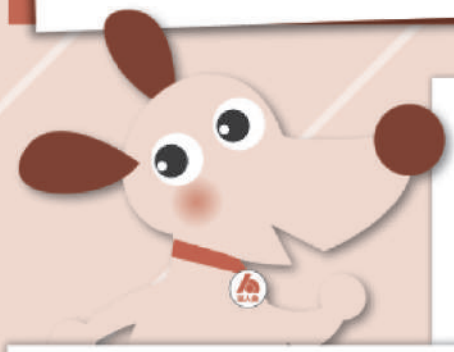

○　点検結果記入表
（　3月　31日点検分）

点検担当者：　法人　太郎

項目番号	点検担当者記入欄：点検結果	代表者記入欄：改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○　点検項目チェック表

Ⅱ　貸借関係（資産科目）

科目等		点検項目	点検欄 9/30	3/31	／	／
現預金 小切手 受取手形	12	手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13	現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14	預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15	受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16	補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17	残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18	回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19	入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

ダウンロード

チェックシートは、以下のアドレスからダウンロードしてください。
http://tax-compliance.brain-server2.net/compliance/units/

国内研修旅行

平成28年10月2日（日）から4日（火）、秋晴れの下、18名の参加を得て国内研旅行が開催されました。今回の研修先の北海道へは、3月に開通した待望の北海道新幹線で向かいます。皆さんわくわくしながら、東京駅8時20分発のはやぶさ5号に乗り込みました。車内では朝食を食べる人、おしゃべりをする人、睡眠をとる人等々それぞれ思い通りに過ごしていました。出発してから3時間程経った頃に、青函トンネルに差し掛かりました。トンネル内はどのような風景になっているのか期待しておりましたが、真っ暗なトンネルをひたすら進むばかりでした。トンネルは10分程で抜け、その後20分もすると新函館北斗駅に到着しました。駅に迎えに来ていた大型バスに乗車し、一路大沼へと出発しました。これから3日間お世話になる運転手さんとバスガイドさんのご挨拶からスタート致しました。

最初に目にしたのが、駒ケ岳です。まるで大歓迎を受けたかのようでした。まずはプリンスホテルで洋食のランチです。蓴菜（じゅんさい）沼を眺めながら北海道ビールで喉を潤し、美味しいごちそうを頂きました。最初の観光は、大沼公園での散策です。自然豊かな国定公園で、大小126の島群や大沼湖、小沼湖、駒ヶ岳を見ながら1周30分のクルージングを楽しみました。その後一行は今晩の宿泊地へと向かい、待望の宿、大沼鶴雅オーベルジュエプイに到着しました。エプイとは、アイヌ語で花という意味です。広大な庭園にひっそりと佇んでおり、8月にオープンしたばかりです。ホテルの支配人による研修会が行われ、鶴雅グループは、12の宿とビュッフェレストランを所有しているとのことです。エコリゾートを目指し、全てリノベーション、リニューアルで拡張。新築はレストランのみとのことでした。また、8か条の社訓はもとより、一期一会をおもてなしの基本とし、CO_2の大幅削減に挑戦し、「100年ブランドの創造」「競争しない個性を持つこと」「システムとしての顧客満足づくり」を三本柱に掲げ前進しているそうです。同じサービス業に従事するものとして、私も大変感心・感動させられ、勉強させられました。参加者の皆様も同感だったと思います。

2日目、ホテルの方々の温かいお見送りを受け、心地良い気持ちで五稜郭へと出発。高さ107mで函館のランドマークタワーとして親しまれている五稜郭タワーに上り、展望室から函館市内の景色や五稜郭の星形が鮮明に一望できました。五稜郭の広さは東京ドームの5倍となっており、国の特別史跡に登録されています。箱館戦争のあらまし等、歴史にも触れることができ、有意義な一時でした。さて次は函館朝市です。鮮度の良いとれたての海の幸や加工品が盛り沢山。250店舗が立ち並ぶ市場を散策し、お土産を買い求め、海鮮丼の昼食を楽しみました。

大沼国定公園

五稜郭跡にて

昼食後は2日目の宿泊地の登別へと移動です。目的地へは、バスに乗ること3時間程かかります。バスガイドさんのお話に耳を傾けつつ、車内でゆっくりとくつろぐことにしました。時折雨が降ってきましたが、それほど困るようなこともなく順調にバスは進んで行きます。登別に入ると、大きな歓迎鬼像が出迎えです。ようこそ登別温泉へ！大きな老舗旅館が立ち並ぶ中、グランドホテルへ到着。入口ではハロウィンが、私達を出迎えてくれました。こちらの宿は温泉が有名です。本格ドーム型ローマ風大浴場や庭園露天風呂があります。登別には9種類の温泉が湧いているそうですが、こちらのホテルには、食塩泉、硫黄泉、鉄泉の3つの泉質が用意されており、温泉の醍醐味をたっぷりと楽しみました。

湯上りには、待ちに待った大宴会です。石井厚生委員長のご発声で、田中会長の挨拶と、古橋副会長の乾杯で幕開けです。お食事も進み、カラオケタイムがやってまいりました。トップバッターには勇気を出してBブロック長の宮口さんでした。その後は、指名制となり大盛況！歌に踊りに時がたつのも忘れ終宴となりました。

さて、最終日となる3日目は、9時にホテルを出発し、程なく地獄谷へ到着です。広大な爆裂火口跡、白煙が立ち昇る様子は地獄さながらです。硫黄泉のゆで玉子のような温泉地独特の匂いもかなりきつかったです。ここは温泉郷の源泉地だそうです。地獄谷の次は、最後の見学地、有珠山ロープウェイです。有珠山山麓駅より展望台へ6分で到着。コバルトブルーの洞爺湖や昭和18年に誕生した奇跡の昭和新山が見渡せます。昭和新山は、三角で茶褐色でした。昭和18年生まれで、昭和新山と同級生だわーっと何人かが盛り上がっていました。頂上は強風で寒かったですが、晴天に恵まれ雄大な景色を眺めることができました。山を下りてから、希望者の方は、クマ牧場で時を過ごしていました。この辺りはわかさいもが名物ですね。さて、お次は白老の昼食会場へと移動です。白老牛の焼肉が出てきました。旅の疲れを癒し、明日へのエネルギー補給でしょうか？ボリュームたっぷりでおいしいブランド牛に、皆舌つづみです。ごちそうさまでした。

いよいよ帰路の時間となりました。ガイドさんの挨拶を最後に、バスは新千歳空港へ到着。飛行機搭乗までの自由時間を使って、お土産を買い求めたり、お茶を飲んだり、のんびりしたりと旅の最後を満喫しているようでした。新千歳空港を17時に出発し、羽田へ着いたのは18時35分。

3日間お付き合い頂きました皆様、ありがとうございました。おかげさまで楽しく旅行を満喫することができました。今回旅行を企画していただいた厚生委員会の皆様、良い旅をありがとうございました。

本町第1支部長　伊藤　久子

登別地獄谷

昭和新山

駅からぶらり散歩道　第７回

驪龍　書

新しい年を迎え、今回の「駅からぶらり散歩道」は、武蔵野線は「船橋法典駅」を歩いてみましょう！！

法典駅の開業は昭和53年10月とのことですから、40年程前ということになります。駅を降りて、先ず目に入ってくるのは、タクシーと駐輪自転車の多さです。この駅は遠方からの利用客が多いのでしょう。また、駅前のタクシーを利用して、更に目的の地へ向かう人が多いのですかね。そんな図式が感じられました。

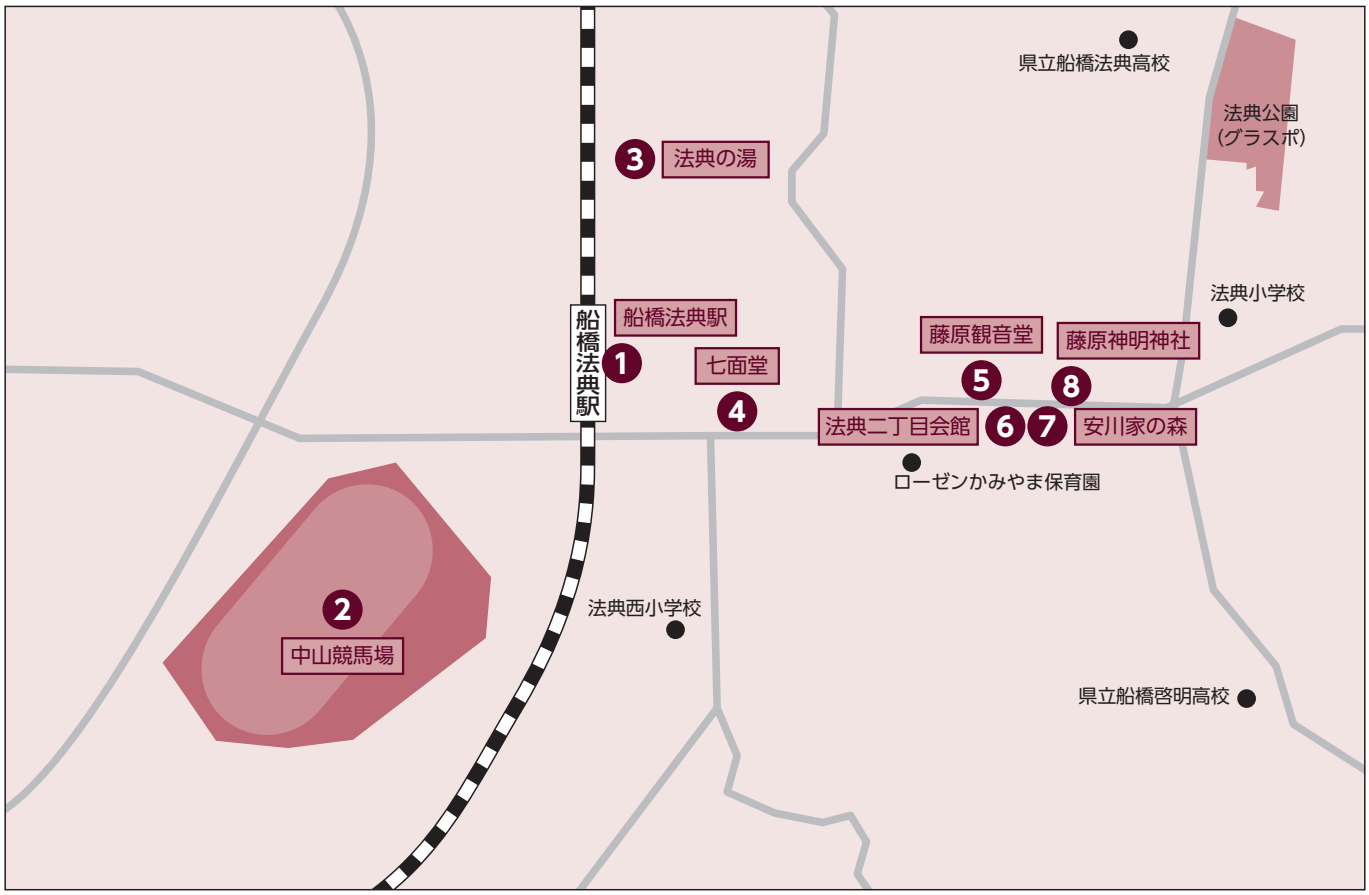

1 船橋法典駅

さて、この駅の最大の特徴はなんといっても「日本競馬」の行われる「中山競馬場」の乗降駅となっていることでしょう。中山競馬場では数多くの名勝負が繰り広げられておりますが、12月には中央競馬の１年を締めくくる有名な有馬記念が行われます。「船橋法典駅」は、大勢のお客さんで賑わうことになります。

船橋法典駅

2 中山競馬場

駅からは、地上に出ることなく、地下道が競馬場まで続いています。「ナッキーモール」と呼ばれる地下通路を通って行けるのも、集客に一役かっているのでしょう。このナッキーモールは700メートルを超える長さです。「壁面」には誰もが聞いたことのある名馬の雄姿がありました。

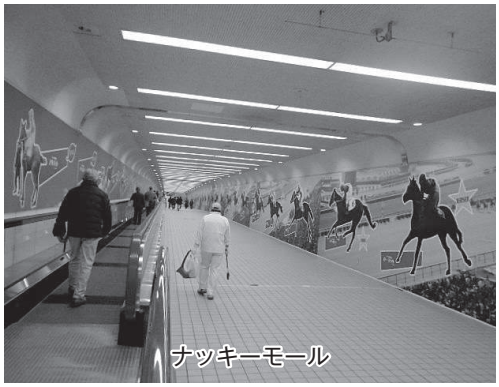
ナッキーモール

「動く歩道」は、時間によって、競馬場へ向かう流れから駅へと、その向きを変えます。「動く歩道」に乗る、そんな事を楽しみながら馬券売り場に到着。取材に行った日は、場外馬券の発売日とあって、多くの人で混み合っていました。

中山競馬場

スタンドには多くの競馬ファンが馬場に設置されているマルチ画面ターフビジョンに見入って、声援を送っていました。広々とした馬場を走る馬の姿は必見といえるでしょう。

パドックと正門の間には、かつてその名を轟ろかせ、歌にまでなった「ハイセイコー」の銅像がありました。

ハイセイコーの銅像

3 法典の湯

競馬場から正面玄関を出てみると、道路の脇のフェンスには走る馬の姿がまるで、走馬灯のように描かれています。また、クリスマスの時季にはそのイルミネーションも一見の価値ある風物詩となっています。

法典の湯

船橋法典駅に戻り、駅前の通りの商店街を抜けて、法典の湯の看板を見ながら、ゆっくりとした坂を下りると「法典の湯」に着きました。船橋市と市川市は道1本で隔てられており、ここは市川市となります。折角なので法典の湯を少し紹介いたします。「かけ流し」の湯は地下1,500メートルから湧き出る「化石海水」と呼ばれる源泉を使用した天然温泉を楽しむことが出来ます。体がよく温まり、肌がツルツルする事から「美人の湯」とも呼ばれています。8種類の湯に浸かるのでしょうか、午後1時にもかかわらず、多くのお客さんの姿がありました。法典の湯それもまた貴重な存在となっております。

少し寄り道をしましたが、さあ、歴史の道を訪ねて、木下街道を木下方面へと向かいましょう。

4 七面堂

鎌ヶ谷街道と木下街道のT字路のところに御堂があります。階段を登るとそこには「七面堂」がありました。参考文献を紐解くと日蓮が身延山で説法をしていた時、七面大天女がその会座に加わり、護法神になることを誓った。七面堂という七面大天女が祭神であると記されています。

七面堂

階段を降りた東側には「七面庵再建記念碑」がありその会座に加わり、護法神になる事を誓ったと由来や事情が刻まれていました。

5 藤原観音堂

藤原観音堂

更に木下方面へ向かって歩くと上山町2丁目のバス停があります。そこには昭和21年、藤原観音堂に「船橋市指定文化財」となった「木造観音菩薩立像」が祀られている観音堂が建てられています。

このお堂の中に安置されている像の高さは90センチ、木造箔押し、寄木造りで、製作年代は鎌倉時代と推定されるが、江戸初期とする説もある。当地方では珍しく端正な仏像であり、土地の人々には「身代り観音」と呼ばれ、秘仏である。

6 法典二丁目会館

法典村記念碑

忠魂碑

法典二丁目会館の後ろに二つの記念碑を見ることができます。一つは法典村記念碑です。幅1メートル高さ3メートル近い稲井石のその碑は、昭和12年5月1日に建立されたものです。この年の4月1日には二町三村が合併して船橋市が誕生した日です。船橋市となった二町三村のうち、自分たちの村の沿革を石碑にしたのは法典村だけです、と参考文献には記されていました。

もう一つは忠魂碑です。昭和11年3月に建立されたと記されています。忠魂の碑には明治・大正の年号とともに法典村在郷軍人の方々の名が多く刻まれていました。

大きな自治会館があり、その隣には「西老人ホーム」があり、その集客力に圧倒される思いでした。コミュニケーションの大切さは、多くの人が感じているのでしょう。しかし、その集いの場が身近にあるか否かで、人生の後半が大きく違ってくることを思ったりしました。多くの人が集い、そこで語らい、趣味・交流が実を結んで人生を豊かにしてくれるのは間違いないことだと思います。

法典二丁目会館

西老人福祉センター

木下街道　木下街道については江戸時代の紀行文には、藤原新田や上山新田の家並みの様子があまり描かれていません。木下街道の両側に延々と続く、約4kmもこの新田が開かれたのは延宝二年（1674年）といわれていますから、今から約350年位前のこととなります。新田村に家がなかったのではなく、家は木下街道沿いの森の北側と南側に、つまり北側の家は道路の沿いの森の北側に、南側の家は南にあったというのです。その名残をここ、安川邸に見ることができるのではないでしょうか。

7 安川家の森

うっそうと茂る森。辺りはさながら「昼なお暗き---」そんな言葉を思いつつ歩を進めると、安川家の大屋敷がありました。昭和48年には船橋市指定樹林に指定されたという道端のすぐ傍には一抱えもある大きな松の

木がありました。関係者以外は立ち入り禁止ということですので、中には立ち入れませんが、広大な土地は今に見る昔の姿のようでした。

安川家の森

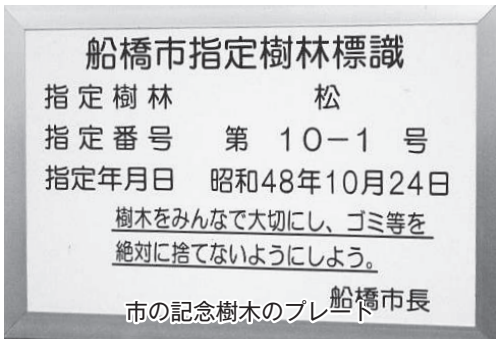

市の記念樹木のプレート

安川家初代の新右衛門は藤原新田開拓者の一人、橋本新五左衛門（本行徳村出身）の次男で、それ以来代々藤原新田の名主を務めました。

8 藤原神明神社・上山神明神社

藤原神明神社

貝塚道のバス停をはさんで、二つの神明神社があります。藤原神明神社と上山神明神社です。両方とも大きな森に囲まれており、その永い歴史を感じます。上山新田の鎮守で、新田が開発された頃に建てられたのでしょうか。300年以上の歴史を持っていることになります。境内は広く、大きな樹があり、色々な石碑そして子供達の遊具があります。一際大きな記念碑には、神社の本殿が、天保年間（1830〜43年）に火災に遭い、再建され、その後大正8年（1919年）に現在の社殿が造られたと刻まれていました。上山神明神社は行徳の神明神社の分祠です。行徳との繋がりがわかります。このような鎮守の森は聖なる場で、村の人たちの祈りの場であり、交流の場でありました。

上山神明神社

参考文献：滝口さんと船橋の地名を歩く

文責　広報委員　大嶋　京

駅からぶらり散歩道
シリーズ7回目を発行するにあたり

皆様、明けましておめでとうございます。昨年中も皆様には大変お世話になりました。私事ですが、駅からぶらり散歩道に携わらせて頂いたことで毎回船橋の歴史を勉強出来る機会に恵まれた事は、私の人生経験の中でも大変貴重なものとなりました。本年も機関誌「ふれあい」とともに、駅からぶらり散歩道を皆様に少しでも楽しんで頂けるよう努力してまいりますのでよろしくお願い致します。

今年初めての特集は武蔵野線船橋法典駅です。そして船橋法典駅の取材日が丁度土曜日、競馬場開放日でしたので臨時改札口から出発し中山競馬場に向かいました。途中地下通路（通称ナッキーロード）を通り正面まで700㍍超の距離をウォーキングして楽しみました。動く歩道も整備されており、有り難いです。この日は中山競馬場での開催はありませんでしたが、秋晴れのスタンドは太陽の光が眩しい位で、爽やかな気分での取材となりました。その後船橋法典駅に戻り木下街道を出発し、上山神明宮までを往復で1時間程と丁度良い散歩コースになっております。自動車に乗ってしまうと見逃してしまうような事が、散歩をしていると季節の移り変わりを肌で感じながら発見することが出来ますね。皆様も散歩をしながら歴史と触れあって頂き、新しい発見をして頂きたいと思います。

広報委員　渡辺　洋子

第33回 法人会全国大会（長崎大会）

昨年の10月20日、公益財団法人全国法人会総連合（以下、「全法連」と言います）主催、一般社団法人長崎県法人会連合会主管で全国大会が、長崎ブリックホールで開かれ、我が船橋法人会から田中会長以下、11名が参加した。

大会は第1部の講演、第2部の式典、第3部の懇親会に分けて行われ、第1部の講演は、「地方が生き残るために」と言うテーマで、長崎総合科学大学のブライアン・バークガフニー教授により行われた。

教授はカナダの生まれで、1972年に来日して臨済宗のお寺で得度し、禅の修業をした。そして修行の折に立ち寄った長崎で「僧侶としてではなく西洋人として、この街で何かすることがある」と閃き、長崎に移住した。現在は、グラバー園ゆかりの人々の研究、海外の資料や日本人の知らない長崎の歴史、文化を伝えるなど幅広い活動を行っている。また、外国人で初の長崎県民表彰を受けたという経歴の持ち主でもある。

講演の内容は、長崎の歴史とその魅力、およびその未来に関するもので、広範囲に亘るものであり概要を述べるのも困難であるが、いくつかの点について記してみたい。

元々長崎は数百人の漁村だったのが、江戸時代に外国との交易、国際交流の窓口として栄え、貿易の利益を受けると同時に文化の違いや宗教の違いを乗り越え、外国人と共存してきた。そこではface to faceの交流が行われた。

例えば、安政の開国からの西洋化で活躍したグラバー亭で有名なトーマス・ブレーク・グラバーとその息子、倉場富三郎の（Tomisaburo Awajiya Glover）の話は、日本は外国人から愛着を持たれていて、長崎内外倶楽部、ナガサキクラブ、崎友会と言った国際交流の場が開かれていた。

（因みに、グラバー亭が昭和14年の三菱財閥に売却されたのは、三菱造船所で建造する戦艦「武蔵」の軍事機密を守るためではないかと言うことであった。）

そして、未来に関しては、長崎には独自の歴史や文化があり、素晴らしい史跡が残されている。従って他に憧れたりせずもっと足元を見る。また昔に学び、歴史から今を考える。ミニ東京になるのではなく、その地域ならではのものを大切にする。そして、自分の足元にある町を好きになり、それを伝えていくといったことが、今後、長崎が生き残るのに必要である。

またそれは、全国各地それぞれの地方が生き残ることに繋がるのではないだろうか。

第2部の式典は、長崎県法人会連合会の宮脇雅俊会長の開会の辞、国歌斉唱、来賓の紹介、主催者挨拶、来賓祝辞、各地の法人会に対する全法連会長からの表彰状の贈呈、税制改正提言の報告、青年部を代表して広島南法人会青年部会の「ラップと税」による小学生に対する租税教育活動の報告が行われ、その後、大会宣言が出され、平成29年度税制改正スローガンが以下のとおり発表された。

○経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！

○適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！

○中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！

○中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

第3部の懇親会は、場所を変えてホテルニュー長崎で行われ、異国情緒あふれる長崎ならではの舞や踊りを楽しみ、長崎県の特産物に舌鼓を打った。

上記の税制改正の提言、および、その解説につきましては、全法連のホームページ（http://www.zenkokuhojinkai.or.jp）の「税の提言活動」に載っておりますので、そちらをご覧下さい。

税制委員長　古澤　和一郎

全国大会参加メンバーと記念写真

平成29年度税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

Ⅰ．税・財政改革のあり方

1．財政健全化に向けて

○　消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

○　国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

（1）消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

（2）2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

（3）財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

（4）消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

（5）国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2．社会保障制度に対する基本的考え方

○　持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

（1）年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

（2）医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

（3）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

（4）生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（5）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

（6）企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3．行政改革の徹底

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

（1）国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

（2）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

（3）特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
（4）積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4．消費税引き上げに伴う対応措置

○　軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○　税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

（1）現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
（2）消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5．マイナンバー制度について

6．今後の税制改革のあり方

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

1．法人実効税率について

○　OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2．中小企業の活性化に資する税制措置

（1）中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
（2）租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。
（3）中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行　資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3．事業承継税制の拡充

○　我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

（1）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
　事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

（2）相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
③対象会社規模を拡大する。
（3）親族外への事業承継に対する措置の充実
（4）取引相場のない株式の評価の見直し
円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ．地方のあり方

○　地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○　ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○　異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

（1）地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

（2）広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

（3）地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

（4）地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

（5）地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ．震災復興

○　東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○　本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

○　今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

Ⅴ．その他

１．納税環境の整備
２．租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1．役員給与の損金算入の拡充
　（1）役員給与は原則損金算入とすべき
　（2）同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2．公益法人課税

所得税関係

1．所得税のあり方
　（1）基幹税としての財源調達機能の回復
　（2）各種控除制度の見直し
　（3）個人住民税の均等割
2．少子化対策

相続税・贈与税関係

1．相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2．贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
　（1）贈与税の基礎控除を引き上げる。
　（2）相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1．固定資産税の抜本的見直し
　（1）商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
　（2）居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
　（3）償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
　（4）国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2．事業所税の廃止
3．超過課税
4．法定外目的税

その他

1．配当に対する二重課税の見直し
2．電子申告

平成29年度税制改正スローガン

●経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
●適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
●中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
●中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

税制改正要望の陳情

この平成29年度の税制改正要望と言うのは、平成28年に全国各地の法人会を通じて寄せ集められた「税制を、このようにして欲しいという会員（国民）の声」を、各県の法人会連合会が検討し、更にそれを寄せ集めた全国法人会総連合が精査し、取りまとめたもの（長崎の全国大会で公表された）で、全国夫々の法人会が所属する自治体の長や、地元選出の国会議員に陳情する法人会活動の一貫である。

11月30日午後3時に、田中会長以下6名が衆議院第一議員会館を訪れ、野田佳彦議員、斉藤和子議員を訪れ、法人会としての税制改正要望を陳情した。

最初に陳情したのは、野田佳彦議員で、「平成29年度の税制改正要望書」を手交し、陳情した。

野田議員は、要望書の要点にさっと目を通すと、「消費税の10%への税率アップは延期が決まってしまいましたし、今年度は特に際立ったことはありませんね。中小企業の業績好転や、財政赤字を解消するためには景気回復する必要があるが、現在の日銀のマイナス金利政策は景気の足を引っ張っているので、これは解消しなければなりません」と述べていた。

年明け早々の衆議院の解散の可能性があるとのことで、野田議員は民進党幹事長として全国を飛び回っている最中で、非常に多忙であるにも拘らず、我々の陳情を受け付けて頂いた。

野田佳彦議員へ陳情

斉藤和子議員へ陳情

ついで、斉藤和子議員にお目にかかり、「平成29年度の税制改正要望書」を手交した。斉藤和子議員は、中小企業の業績好転には、「生活者の所得アップとその消費の拡大による景気回復が基本」を念頭においている様子で、熱心にメモを取りながら、陳情内容を聞いて頂いた。

また、お二人には、田中会長から、船橋法人会の賀詞交換会への参加をお願いしたことも、付け加えさせて頂きます。

税制委員長　古澤　和一郎

税制改正要望を募集！

全国法人会総連合（以下「全法連」という。）では、平成30年度税制改正に向けて、各単位会（船橋法人会）からの要望を求めています。

各単位会（船橋法人会）から、会員皆様のご意見を要望としてまとめ、千葉県法人会連合会（以下「県連」という。）に上申し、県連で議論した後、まとめ上げられた要望書を全法連に上申するものです。

全法連では各県連から寄せられた要望書を更に取りまとめ、財務省主税局に上申し、税制改正に取り入れてもらおうとするものです。

船橋法人会の税制改正要望は、当法人会ホームページのトップページから募集しておりますので、そちらの様式により事務局へお寄せください。

皆様からの貴重な要望をお待ちしております。

税制委員会

e-Tax推進税理士のお知らせ

政府が推進している「電子政府」の税務当局版「e-Tax」が、平成16年から利用開始され、船橋法人会は、この普及を図るため、事業計画の重点事項として「e-Taxの利用促進」を掲げ、会員企業のみならず、納税者全員のe-Taxの利用促進運動を展開しています。

また、千葉県税理士会船橋支部においても、「e-Taxの利用」と「代理送信の利用」を推奨しており、支部所属の会員のうち、e-Taxの利用推進に積極的に取り組んでいる税理士に「e-Tax推進税理士」として、自薦により名を連ねていただきましたので紹介いたします。

「e-Taxの利用」や「代理送信の利用」をご検討されている方は、是非名簿掲載の税理士にご相談いただき、e-Taxの利用拡大にご協力ください。

税理士名または法人名	事務所または法人所在地	電話番号
相　淳一	船橋市北本町1丁目11番12号	090-9015-6453
相川　和永	船橋市西船4丁目19番5-101号	047-410-1141
秋葉　琢也	船橋市滝台町107-48第17中央ビル207	047-436-8151
安藤　正俊	船橋市東船橋5丁目3番3号	047-424-5566
伊豆倉博幸	船橋市湊町2丁目1番19号ルミエール船橋201号	047-406-5286
入澤　好雄	船橋市習志野台2丁目32番3号	047-462-7201
沖山　徹	船橋市金杉6丁目12番18号	047-404-8009
奥田　千栄	船橋市印内2丁目6-21コレクションT7 100号室	047-460-9672
押渡部優子	船橋市湊町2-12-24湊町日本橋ビル6F	047-402-4666
工藤　知行	船橋市本町2丁目2番7号サンテックビル7階	047-401-0572
古川　彰	船橋市習志野台3丁目17番15号東海北習志野五番館401	047-456-5057
小島　紀子	船橋市三山4丁目6番10号	047-478-6817
後藤千恵子	船橋市本町1丁目23番3号フレンドハウス103号室	047-495-5565
近藤　勝彦	船橋市前原西7丁目5番3-202号	047-407-3213
齋藤　麻子	船橋市本町7丁目12番22号四ツ井ビル3階	047-422-4421
佐瀬　俊道	船橋市湊町2丁目2番19号イシデンビル3階	047-437-0100
佐藤　一郎	船橋市藤原7丁目23番14号	047-438-6695
佐藤　眞哉	船橋市三山1丁目24番3号	047-476-9330
澤田　栄一	船橋市湊町2丁目12番6号	047-434-6804
新谷美千代	船橋市高根町728番地2	047-439-0752
鈴木　恭浩	船橋市海神1丁目23番18号	047-407-0017
立元　顕	船橋市本中山3丁目18番4-103号	047-316-2289
田仲　賢一	船橋市高根台1-7-3	047-405-9460
田村　典子	船橋市七林町114番地43翠川義秋税理士事務所内	047-463-2617
角田セツ子	船橋市薬円台5丁目4番5グランド・セラーコート501	047-468-2112
友田　強	船橋市咲が丘1丁目1番10号	047-448-5530

税理士名または法人名	事務所または法人所在地	電話番号
中野　寛也	船橋市松が丘4丁目48番12号	047-402-6047
中村　一郎	船橋市西習志野2丁目9番5号	047-466-5591
仲村高穂美	船橋市前原東5丁目13番5号	047-477-0817
長谷　知之	船橋市習志野台2丁目3番3号エイコービル202	047-456-3855
長谷川秀夫	船橋市本町6丁目10番20号メゾン・ド・ボネール101号室	047-456-8732
林　　孝雄	船橋市三咲1丁目6番2号	047-448-2024
平野　武一	船橋市前原西2丁目34番9号	047-403-9118
福原　俊江	船橋市本町5丁目7番12-306号	047-460-1123
古川　　毅	船橋市大穴南2丁目29番31号	047-401-4664
保坂　義勝	船橋市前原西2丁目11番5号松田第3ビル204号	047-476-1677
細川　光幸	船橋市海神町南1丁目1569番地1グレースハイツ船橋815号	047-432-4731
本庄眞知子	船橋市薬円台6丁目10番16号伯耆原テラスハウス102号	047-468-2244
三川　勝夫	船橋市芝山3丁目30番18-501号	047-462-6138
深山　秀一	船橋市前原西3丁目17番12号	047-471-4003
元橋　茂夫	船橋市本町2丁目10番14号船橋サウスビル7階	047-495-8300
森内　勝也	船橋市新高根4丁目6番3号	047-466-2022
柳川　一美	船橋市薬円台1丁目14番2号	047-465-3841
柳町　和巳	船橋市湊町2丁目16番10号ナカイチビル1F	047-432-5886
山田　和子	船橋市東船橋5丁目3番3号安藤正俊税理士事務所	047-424-5566
山田　洋子	船橋市本町6丁目2番10-504号	047-424-9874
吉田　博明	船橋市前原西1丁目13番17号シャンテ津田沼A棟208号室	047-477-0119
税理士法人 宇田川会計事務所	船橋市宮本8丁目30番12号	047-426-5525
税理士法人東京IR 平田小川船橋本部	船橋市本中山4丁目18番16-102号	047-335-6545
税理士法人 千代田中央事務所 船橋支所	船橋市咲が丘1丁目31番11号	047-440-3375
税理士法人 TOTAL船橋本部	船橋市旭町1丁目23番1号	047-438-3001
税理士法人 TOTAL 船橋駅前本部	船橋市本町7丁目11番5号KDX船橋ビル4階	047-770-9000
税理士法人 フロイデ	船橋市高根台6丁目33番20号	047-461-9902
税理士法人 松井会計	船橋市葛飾町2丁目341番地3サミットビル6階	047-433-1433
税理士法人MIGO 大久保事務所	船橋市東船橋5丁目21番13号	047-422-0058

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム
e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用※できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続が
行えます。※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス　検索
www.e-tax.nta.go.jp

千葉県税理士会船橋支部との懇談会

平成28年9月26日（月）船橋グランドホテルにおいて千葉県税理士会船橋支部と船橋法人会との連絡協議会が開催されました。

はじめに船橋法人会の田中会長から①税のオピニオンリーダーたる法人会と税のプロフェッショナルである税理士会が力を合わせ、正しい税知識の普及を推進していきたい、②法人会が税のオピニオンリーダーとして力を発揮していくためには会員増強が不可欠であり、税理士会の皆様にも協力をお願いしたい、との挨拶がありました。

次に千葉県税理士会船橋支部の相川支部長から、税理士と社会保険労務士の業務範囲に関するお話の後、税理士会としても租税教室推進部を設置し、正しい税知識普及のための新しい取組を始めたとの挨拶がありました。

出席者各人の自己紹介後、船橋法人会と税理士会のそれぞれの組織や業務（活動）について紹介があり、相互の活動内容について理解を深めることができました。特に税理士会の組織については総務部、厚生部、経理部、広報部、綱紀・監察部、指導・研究部、税務支援対策部の各部についてそれぞれの部長から業務内容の詳細な説明がありました。

税理士会船橋支部　相川支部長の挨拶

協議会の中では船橋法人会から税理士会に①会員増強への協力依頼、②e-Taxの利用促進、③各種研修会への講師派遣の3点を改めてお願いしました。会員増強協力依頼については顧問先への加入勧奨だけでなく、税理士の皆様にも正会員あるいは賛助会員としての入会をお願いしたところ、その場で入会を約束してくださった方もあり、法人会と税理士会の結束をより固くする、大変有意義な会となりました。

総務委員長　安村　秀雄

公益社団法人船橋法人会よりインターネットセミナーのご案内

船橋法人会法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

http://www.sfh-net.or.jp/

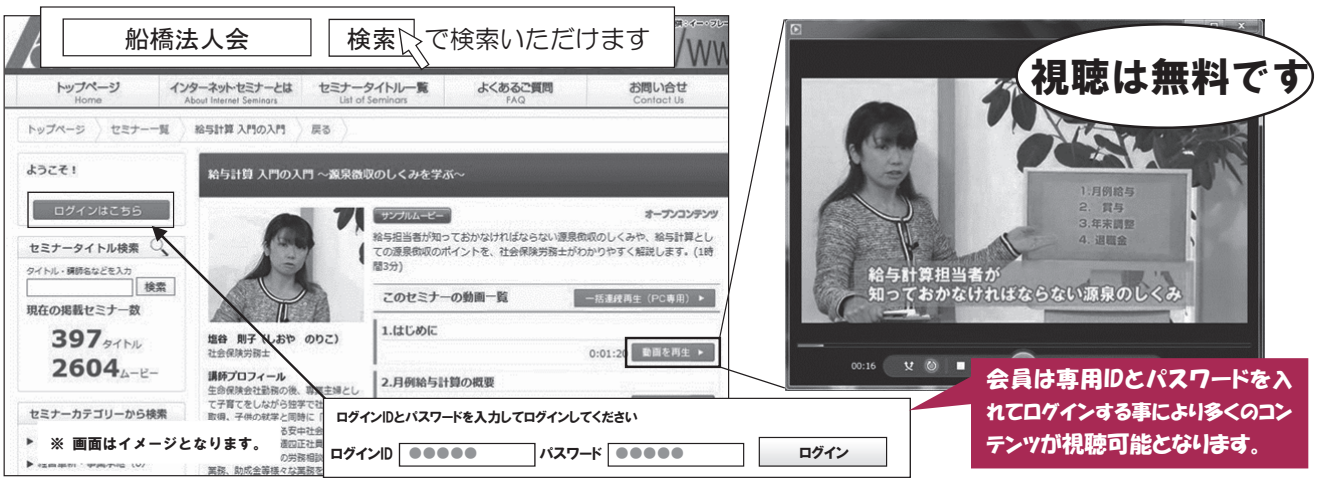

ID・パスワードは　会員ID：hj0315　パスワード：2701

会員の方は４３０タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め ★「すぐやる人」になるための仕事のやり方

株式会社コンパス　代表取締役　鈴木　進介

お勧め ★ 日本企業の事業承継と人づくり
～長寿企業に学ぶ 安定成長と後継者育成～

株式会社モアクリエイション代表取締役　柴田　光榮

お勧め 考え方がその人の人生を決める

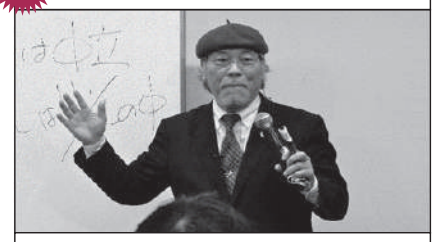

漫画家　漫遊書家 イラストレーター　黒田　クロ

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW GSLメソッドで習得する実践ビジネス英語	日向　清人	68分	一般経営	女性の力を発揮させる方法	曽根原容子	41分
	NEW 電力自由化で見えた！中小企業のビジネスチャンス	進藤　勇治	33分		介護業界を“成長産業”に	南野　利久	94分
	★ ビジネスマナーの基礎講座	高久　尚子	86分		NEW ★ 江戸時代より語り継がれた「経営の王道」＜第９回＞	山岡　正義	2分
	ここが変わった！Windows10新機能講座	岩見　誠	17分		NEW ★ 孫子の兵法で読み解く「経営の要諦」＜第12回＞	渋井　真帆	2分
	社員指導に役立つ！ビジネスに活かせる筆跡診断	自覚真由美	30分	法律	明るい職場をつくる ハラスメントの対処法	佐藤みのり	39分
	「空気を読む」を見える化する 微表情から察する相手のホンネ	清水　建二	34分	税務・経理	誰でもわかる 決算書の読み方セミナー　前編・後編	川口　宏之	89分
	電話応対マナー《パート１》	大井　澄子	36分		ダンナの遺産を子どもに相続させないで！	高橋　成壽	64分
政治経済	NEW 混迷を深める経済の行方	伊藤さゆり	61分	労務	リスクを減らしてピンチをチャンスに変える会社のつくり方（前編）	藤堂　武久	25分
	日中韓の今後の関係を読む	朱　建栄	90分	環境	今から考える空き家問題対策	小澤　邦博	38分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
（★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です）

お問い合わせは公益社団法人船橋法人会事務局まで　TEL：047-425-2701

第３回理事会

船橋グランドホテルにて

平成28年10月17日（月）船橋グランドホテルにおいて、平成28年度第3回理事会が開催されました。船橋税務署からは内山副署長、宮川法1統括官、菅原法1審理担当上席に出席をいただきました。

冒頭の田中会長の挨拶では、台湾を訪問した際に町が活気にあふれており大変な活力を感じたとのエピソードを紹介され、船橋もポテンシャルを秘めた町であり法人会の活動を地域の活性化につなげていきたいとのお話と、11月に予定されているふれあい広場をはじめ、各種行事には積極的な参加をお願いしたいとのお話がありました。

来賓の内山副署長からは税務署職員が講師を担当されたブロック別実務講習会について、支部等で同様の講習会の開催要望があれば対応するので、法人会加入のメリットの一つとして是非活用していただきたいとのお話と、全法連が作成した「自主点検チェックシート」については国税庁も後援しており、うまく活用して経理水準の向上に役立てて欲しいとのお話がありました。また11月11日から始まる「税を考える週間」についても触れられ、その前後には様々な行事が予定されているので、税務署と法人会が協力して大成功させていきましょうとのお話もいただきました。

今回の理事会では今年度の予算執行状況、会長表彰受彰者の承認等の4議案ににについて審議が行われ、全ての議案について原案通り承認可決されました。

議事終了後、各委員会・各部会ならびに市民の集い実行委員会から報告・連絡事項の説明があり、最後に鈴木監事より講評をいただき理事会は終了しました。

総務委員長　安村　秀雄

新入会員との懇談会

東魁楼本館にて

去る平成28年10月12日（水）、東魁楼にて本年2度目の「新入会員との懇談会」を開催致しました。この懇談会は新入会員の皆様に当会の目的、事業内容、活動内容等の認識を深めて頂き、積極的に船橋法人会の活動に参加して頂く足掛かりとして毎年開催されておりますが、本年は出来る限り新入会員の皆様に会社のアピールをして頂き、法人会の現メンバーと交流をもって頂くよう2度目の開催となりました。

当日は船橋税務署より、内山副署長、宮川法1統括官、菅原審理担当上席、石渡戸審理担当官を来賓としお迎えして、新入会員16名企業13社、本会役員15企業15名、協力企業2名等、総勢39名と、大変多くの方々にご参加いただき盛況に開催することが出来ました。

第一部は、田中会長の挨拶、来賓の内山副署長よりご挨拶を頂きまして、船橋税務署の皆様から自主点検チェックシート、電子申告について説明をうけ、新入会員の皆様と船橋税務署の皆様との名刺交換。これは初めての試みであり、少しでも税務署を身近に感じて頂けたのではないでしょうか。

第二部では、船橋税務署とのかかわり、法人会入会のメリットなどを、船橋法人会Q&Aを基にユーモア含め大変わかりやすく説明させて頂きました。

第三部懇談会では本会出席役員、支部役員の紹介、木村組織委員長より歓迎のあいさつ、乾杯。新入会員の皆様による自己紹介を頂き、いろいろな業種の方々からそれぞれ思いのこもったユニークな企業PR、ご挨拶をいただき、会場は大いに盛り上がりました。懇親会では、参加された皆様が名刺交換、情報交換を活発に行われ、大変有意義な懇談の場になったのではないかと思われます。18時より始まりましたこの懇親会、時間が経つのも忘れる程。小原副会長より挨拶と新入会員の皆様への御礼の言葉、中締めとさせて頂きました。

今回ご参加を頂きました新入会員の皆様を始め、新たにご入会を頂きました皆様には、この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。第二部にもお話にありました、船橋法人会入会のメリット、異業種交流や情報交換の場、親睦を深め仲間を増やす場としても、各種事業をご活用いただき、皆様の企業経営の一助となればと考えております。また公益社団法人として地域の貢献活動も行っておりますので、これらの事業にも積極的にご参加くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

組織副委員長　　中上　雅喜

平成28年度 ブロック別実務講習会

研修テーマ

■知っ得税ミナール
■平成28年度税制改正について

船橋税務署講師の皆様

内山副署長

宮川法1統括官

菅原法1審理担当上席

石渡戸法1審理担当官

平成28年度ブロック別実務講習会実績

ブロック名	ブロック長	開催日	開催場所	参加人員
Aブロック	鈴木　明	10月11日（火）	三咲公民館	52
Bブロック	宮口　建二	10月24日（月）	習志野台公民館	72
Cブロック	徳田　孝一	9月29日（木）	さんかい亭	32
Dブロック	工藤　祐政	9月23日（金）	四川閣	60
Eブロック	川上　榮吉	9月13日（火）	船橋市地方卸売市場管理棟会議室	69
Fブロック	佐藤　孝次	10月6日（木）	船橋グランドホテル	50
合計				335

Aブロック

三咲公民館にて

Bブロック

習志野台公民館にて

Cブロック

さんかい亭にて

Dブロック

四川閣にて

Eブロック

船橋市地方卸売市場にて

Fブロック

船橋グランドホテルにて

ブロックニュース　Block News

Aブロック

秋の日帰りバス旅行

平成28年11月12日（土）Aブロック恒例の秋の日帰りバスツアーに行ってきました。今回は古都鎌倉・江の島散策の旅です。

前日の金曜は一日雨で真冬のこごえる寒さでしたが、当日は一転11月では珍しい19度のポカポカ陽気の行楽日和となりました。朝７時に船橋を出発して車窓から雪化粧した富士山を眺めながら鶴岡八幡宮、長谷寺を廻りました。次の鎌倉大仏まで徒歩10分程ですが、ほとんどの方がバス移動せず、徒歩で散策しながら鎌倉の秋を満喫されていました。

鎌倉って近いわりにはあまり行ったことがなかったのですが、古都と融合したとてもオシャレな街ですね。外国人観光客も多数いらっしゃっていました。

その後、鎌倉を後にし江の島へ向かい上陸致しました。ここも行楽日和もあり人の多いこと多いこと。今回参加いただいた方は２歳から80代まで総勢40名。人ごみに紛れず集合時間に遅れることもなくご協力いただきました。

帰りのバスではビンゴゲームをしたりで和やかな雰囲気の中、親睦が深められたのではと思います。今回は鎌倉の王道しか行けませんでしたが、ガイドさんいわく、「もっといいところ沢山あるよー」と言っていました。船橋から電車で乗り換えせずに２時間程で行けますのでまた来週行っちゃおうかななんて参加者の声も聞こえました。次回も多数のご参加お待ちしています。

二和支部長　中村　弘之

Eブロック

バス親睦旅行

フルーツパークにて

平成28年10月30日（日）、第13回Eブロック日帰りバス旅行（三島方面）が、77名の参加を得て実施されました。昨夜からの雨も懸念されていましたが、傘要らずで、早朝より定刻の6時30分、2台のバスは船橋市場を後に、三島へと出発しました。バスに乗りまずはホット一安心です。

ガイドさんの説明では、参拝のいろはや、賽銭のこと（二重のご縁で20円、十二分なご縁で125円）等の説明に耳を傾けているうちに、三島大社へ到着しました。境内では七五三やお宮参り等の晴れやかな姿が印象的でした。さあ参拝です。祈願をし清々しい気分で、次の目的地の三島スカイウォークに到着です。

ここでは3つの日本一が堪能できます。①日本最高峰の富士山②日本で最も深い駿河湾③日本最長の歩行者専用のつり橋、三島スカイウォークです。

さあ渡りましょう！！高さ70.6m全長400m歩道幅1.6mです。当日は強風でしかも寒く、足元の吊橋は揺れていて恐怖を感じました。私は景色を見渡す余裕はありませんでした。渡り切った人は、いなかったと思います。スカイガーデン内では、美しい花々を眺めながらお茶をしたり、土産ショップを楽しんだり、それぞれの時を過ごしました。

お次は、フルーツパークです。お盆いっぱいの昼食を美味しく頂き、食べ放題のみかんを頬張り満腹です。ここで記念の集合写真をパチリ。

最後は沼津干物センターでのお買い物です。海鮮物が勢ぞろい、今夜の食卓に上るのでしょうか？ 14時には沼津を後に、一路船橋へ。車内では恒例となった「豪華景品付きビンゴゲーム大会」です。これがEブロックバス旅行の醍醐味です！リーチ、ビンゴと皆さん大いに盛り上がりました。船橋市場へは予定より1時間以上早く、16時30分に到着しました。ドライバーさんとガイドさんに拍手ですね。降車後は、皆さん景品を抱え解散となりました。親睦旅行のご担当の皆様、いつも沢山の魅力的な景品を準備してくださって、ありがとうございます。

本町第１支部長　伊藤　久子

Bブロック

チャリテイゴルフ大会

中山カントリークラブにて

平成28年10月26日、曇り空のもと、31名の参加者が中山カントリークラブにてBブロックチャリテイゴルフ大会を行いました。スコアは新ペリアのルールに従うハンデイキャップを加えて、順位を決めるものです。

優勝は中村弘之さんグロス84、2位は田口裕二さんグロス71、3位は小出周平さんグロス94。

実力通りのスコアをコンペで発揮され、誠におめでとうございます。それにしても田口さん、すごい。プロ級ですね。ご存知の通り、スコアが90前後から100以内の方が優勝あるいは上位になることが多く、参加者の多くの方が、過去に何度も経験しているスコアです。ですので、各自、スタート前は、今日は優勝するかもしれない、悪くても、10位以内かなと思いながらテイーショットするのは、皆さんの正直な気持ちでは…しかしながら、ミスショット、3パットを多く出した方は、圏外へ。

練習場では、ドライバーのよく飛ぶこと、しかも真っ直ぐに、キレのよいアイアンショットの連発、練習では、ミスがありません。そうです、マットはすべるので、ミスショットは目立ちません。芝生はすべりません。この違いは非常に大きいですね。楽に構えて、やや前傾姿勢、ひざを少し曲げて、脇を締めて、肩をあごの下まで、ゆっくり大きくバックスイングしてトップスイングから、一気に打ちおろし、腰を回転させながら、大きなフォローをとると著名プロの本はたくさん読みました。わかっちゃいるけどやめられない、と○○等が50年前に歌っていました。止まっているボールを打つだけなのに、能書きは簡単なのに、上手くいきません。だから、ゴルフは面白いのかな。チャレンジ精神をくすぐります。

11月22日、会計幹事の山根さんが、チャリテイ31,000円を船橋市役所社会福祉課へ持参致しました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

Bブロック長　宮口　建二

支部ニュース　Shibu News

湊町支部

親睦チャリティゴルフIN魚沼

越後ゴルフ倶楽部にて

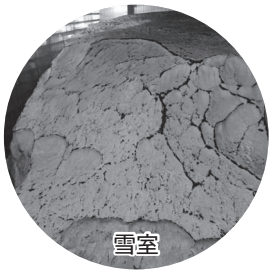
雪室

湊町支部「親睦チャリティゴルフIN魚沼」が今年も総勢20名の参加者を募り9月24日（土）～25日（日）に実施されました。

秋の行楽シーズン真只中、早朝5時半の出発にも関わらずエンジン全開で目指すは新潟県魚沼市越後ゴルフ倶楽部。道中バス内では初参加の方々をご紹介しながら、あっという間に到着。天候にも恵まれ、絶景の山々を見渡しながら各々プレーを楽しみました。

神湯温泉倶楽部での宴会

くたくたになった一行は宿泊先である神湯温泉倶楽部へ。こちらは2年ぶりになりますが、大浴場が魅力の一つで日頃の疲れた身体に格別な癒しのひとときであります。

お待ちかねの表彰式を兼ねた懇親会では現地の美味しい料理とお酒を楽しみながら盛会でありました。優勝は田中保生会長で見事なスコアでございました。

二日目は秋晴れと申しますか初夏のような気温の中、例年とはルートを変えて「魚沼の里、八海山雪室」へ見学に参りました。千トンの雪を収容して日本酒をまろやかに熟成させる施設を見学して、昼食にはこれまた美味しいお酒を飲みながらお蕎麦をいただきました。

今回も皆様から頂戴したチャリティー募金は新潟県魚沼市へ有り難くご寄付をさせていただきます。来年もまた多くの方にご参加いただけるよう企画をして参りますので宜しくお願い申し上げます。

湊町支部長　青野　哲三

ブロック長・支部長懇談会

平成28年11月25日（金）、船橋グランドホテルにおいてブロック長・支部長懇談会が開催されました。ブロック長・支部長ならびに本会役員を併せて26名の参加を頂き、普段は話す機会の乏しい各ブロックの垣根を越えたブロック長・支部長等の間で意見交換を行ないました。

冒頭、田中会長より挨拶があり、法人会の中には普段顔を合わすことの少ない会員も多く、また、未加入法人等も多い中で、支部長等はこれらの皆様に法人会の窓口として話す機会も多いところから、法人会がどのような団体なのか自信を持って言うことにより法人会に興味を持って頂くことが重要であり、ひいては会の活性化に繋がるとのお話がありました。

会長挨拶のあと「普段顔を合わさない会員とのコミュニケーション方法」というテーマで意見交換会を行いました。このテーマは組織が大きいが故に抱える課題であり、また会の活性化や会員の満足度を上げるためにも重要となるものです。

今回の意見交換会では、このテーマが単純でありながら、実現するには難しく、また各支部のいずれもが直面している課題であることを認識するとともに、各支部の取り組み方を知ることが出来る良い機会となりました。大きく分けると主な取り組み方は、①魅力的な支部活動を企画し、より多くの会員に参加してもらうこと、②支部長等の支部役員からカレンダー配付などの活動を通じて積極的にコンタクトを図ることでしたが、いずれも各支部、そして法人会全体を盛り上げていく中で不可欠な要素だと思えました。

ブロック長・支部長懇談会

最後に、金子副会長より挨拶があり、その中で法人会はこれほど多くの会員が所属する異業種交流の場でありながら、会費もリーズナブルで敷居も低い、この様な組織は他にはない。活用しないなんて勿体ないという言葉がありました。なるほど、その通りだと感じました。

各ブロック長・支部長の貴重な意見も聞くことができ、懇談会の時間はあっという間に過ぎました。とても有意義な会とすることができたように思います。

総務委員　岩下　杉彦

部会ニュース

源泉部会「年末調整等説明会」

源泉部会では、11月9日（水）船橋商工会議所において、本年度第2回源泉所得税実務研修会として「年末調整等説明会」を開催いたしました。今回は130名という多くの方のご参加をいただき、平成28年分の年末調整の留意事項、平成29年分の源泉徴収事務の改正事項を学ぶ機会となりました。

川野辺部会長の挨拶

実務については船橋署法2奥川審理担当官より、通勤手当の非課税限度額、扶養控除等申告書の受理、住宅借入金等特別控除申告書の受理、関係書類へのマイナンバー記載の要否、等について丁寧な解説をいただきました。続いて、管理運営第2部門奈良本徴収官より法定調書の作成と提出について、手引を用いながら留意点を中心にご説明がありました。また、船橋市役所個人市民税第2五十嵐係長より、住民税特別徴収に関してのご説明をいただきました。

基本的事項に加え改正点の確認もできたことから、皆様のスムースな実務に少なからずお役に立てたかと思っております。

なお、船橋署内山副署長からはe-Taxの利用についてのお願いがありました。年末調整及び確定申告、並びにe-Taxの利用についてご不明な点は、税務署までお問い合わせいただきますよう宜しくお願いいたします。

源泉部会では、源泉課税の実務知識をより深めたい企業様のご加入をお待ちしております。この機会に是非ご検討くださいませ。

お詫び：説明会当日は、会場の音声の不具合によりご出席の皆様にご不便とご迷惑をおかけいたしました。この場を借りまして深くお詫び申し上げます。

源泉部会幹事　川上　裕志

部会ニュース

青年部会第9回チャリティーゴルフコンペ「門田杯」

平成28年11月9日（水）、青年部会第9回チャリティーゴルフコンペ『門田杯』が八千代ゴルフクラブで行われました。当日は青年部会OBと青年部会員、そして本会からも田中会長、山田担当副会長のご参加をいただきまして総勢9組35名で楽しくプレーをいたしました。前日の雨も止んで、やや風が強く少し肌寒く感じられる絶好のゴルフ日和？で門田先輩と今鶴部会長の始球式でスタート。昼食の際に皆さん口をそろえてグリーン周りの難しさを語っておりました。栄えある優勝は青年部会森章翁監事でございました。

ゴルフを始めてまだ日の浅い参加者もおりましたが、事前の当会研修委員会主催の「より道勉強会」でゴルフレッスンを受けた甲斐もあり皆さんスコアはそこそこのようでした！

表賞式＆懇親会は今回優勝者でもある森章翁監事の割烹喜久水さんで行われ、恒例門田先輩ご発声の乾杯は青年部会への応援メッセージも頂戴いたしまして表賞式へ。参加者のご紹介も兼ねて賑やかに発表させていただきました。その後懇親会へ、普段はお目にかかりにくい先輩方や会員など楽しくお話をさせていただきました。

今回も多数の方々よりご協賛をお預かりして参加者全員に景品が行き渡ることができましたことを心より感謝申し上げます。次回門田杯は第10回と節目を迎えることから、更に盛大な催しになるよう次年度幹事へ申し送りをしたいと思います。尚、皆様より頂戴したチャリティー募金4万1千円は「心の絆プロジェクト」へ有り難くご寄付をさせていただきます。

青年部会厚生委員長　青野　哲三

八千代ゴルフクラブにて

始球式

門田先輩を囲んで

表彰式＆懇親会

青年部会 平成28年度 第2回より道勉強会

平成28年10月20日、19時から船橋商工会議所5階501号室にて、開催いたしました。

日頃、お花を贈る機会は、少ないと思います。このより道勉強会をきっかけに大切な方へお花をプレゼントして頂きたいと思い、企画しました。

講師には、株式会社CHUJO代表取締役で池坊師範免許の中條直也氏をお招きしました。

まず初めに、中條氏から自己紹介をして頂き、師範免許を取る前のご様子や、お花の豆知識の話、また、本日ご用意して頂いたお花のご説明をして頂いた後、フラワーアレンジメントが始まりました。

普段機会がなければ触れることのない内容だったので、参加者の中には、初めは戸惑う方も見られましたが、すぐに熱中して、思い思いのお花を活けていました。

参加して頂いた方からも「自分でまたやってみたい」「とても楽しかった」「上手くできなくて悔しい」等、ご感想頂き、皆さん笑顔で帰られたのが印象的でした。

最後に、講師をして頂きました中條氏には、この場をお借りしてお礼を申し上げると共に、お忙しい中ご参加頂きました皆様に厚く御礼申し上げます。

青年部会研修委員長　川端　創

今を見つめて
時代を見極める
確かな目を持って…

いつの時代でも必要とされる「鳥の目　虫の目　魚の目」
私たちは、一人ひとりが三つの目を意識することで、より良い製品作りにつなげています。
また、長年培ってきた高い技術力と常に時代を先取りする柔軟な発想力で、
地域社会の発展と豊かな未来の創造に努めております。
これからもお客様のご満足を第一に、より高品質な製品とサービスの提供に努力いたします。

代表取締役　竹口 朋子

プロダクト

印刷を主軸とした製品づくりの他、ウェブサイト、e-book、動画撮影・編集など。クロスメディアに対応した商品の開発にも力を入れています。

名刺 封筒 DM 帳票類 チラシ ポスター
カタログ 記念誌 各種新聞 広報紙 SP商材
パンフレット ハガキ 看板 ホームページ制作

クリエイティブワーク

フリーランスのクリエイターとも多数提携。イメージに応じて人材をコーディネートし、より満足度の高い製品づくりをおこなっています。

デザイン 企画 取材 編集 コピー 撮影
イラスト制作 ロゴ制作 翻訳 各種イベント
キャラクター制作 パッケージデザイン

CSR

残紙によるお絵描き帳の配布や、環境に配慮した資材の使用など。地域とともに輝く企業を目指しています。

ふなばし市民まつり出店 インターンシップ
ベジタブルインキ使用 残紙の有効活用
WORLDLIBRARY※ 女性の社会参画推進

※世界の優れた絵本の翻訳版を制作し、レンタルするサービス。

Shinpo 株式会社 総合印刷新報社

Management System ISO 9001:2008 TÜVRheinland CERTIFIED www.tuv.com ID 9105034182
24000372(03)
CSR P-00060

■本　　社：〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町32番地　TEL.047-431-9166(代)　FAX.047-433-6232
■つくば支店：〒305-0035 茨城県つくば市松代2丁目2-1　TEL.029-863-1888　FAX.029-863-1889
www.shinposha.co.jp